

ご存知ですか？

# 「民生委員・児童委員」

5月12日(木)は「民生委員・児童委員の日」です

## 民生委員・児童委員とは？

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。ボランティアとして活動するため、給与はありません。ボランティア活動に必要な経費は支給されます。

現在、富士市では412人(平成28年4月1日現在)が活動しています。

## 主任児童委員とは？

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。担当地区で、子育て支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

## どんな活動をしているの？

- 民生委員・児童委員は、次のような活動をしています。
- ひとり暮らし高齢者の見守りや声かけ
- 生活に困っている人に対し、行政機関へ相談・連絡を行うなど問題解決の手伝い
- 民生委員と主任児童委員が連携して、子育てに関することや、いじめ・不登校などの相談に応じる など

## 平成29年に民生委員制度は創設100周年を迎えます！

民生委員制度は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」をもとに始まりました。



「民生委員・児童委員100周年」シンボルマーク

この制度をつくったのが、富士市(当時の富士郡**蓼原村**)出身の「笠井信一さん」で、「民生児童委員の父」と呼ばれています。笠井さんは、静岡県知事、岡山県知事などを歴任し、岡山県知事を務めていたときに済世顧問制度をつくりました。

大正7年には、大阪府で「方面委員制度」という同様の制度が発足し、全国に普及しました。

## 民生委員はこのような活動をしています

富士市役所・地域包括支援センター・福祉施設・学校など

連携・協力

**富士市民生委員**

- ◎412人 (平成28年4月1日現在)
- ◎非常勤の地方公務員
- ◎給与なし
- ※活動に必要な経費は支給されます。
- ◎児童委員も兼ねる

富士市民生委員1人当たり(年間)

訪問	約118回
連絡・調整	約56件
活動日数	約132日

※平成27年度

家庭訪問



安否確認・生活状況の把握



子育ての相談



登下校の見守り



福祉サービスの情報提供

